平成２２年（フ）第３６８５号
札幌市中央区北７条西15丁目28番地178
債務者　佐々木由佳（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０５号
札幌市中央区南５条西８丁目11番地２　花月マンション１階７号
債務者　山内　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２３号
札幌市東区北45条東２丁目４番16号
債務者　近藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３２号
札幌市豊平区平岸７条12丁目１番39号　高台病院、住民票上の住所札幌市西区二十四軒４条４丁目５番23―２号　ノースクリエイト二十四軒Ⅰ―103号　宇野方
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７７５号
札幌市東区北20条東１丁目２番38号　ハマナスコーポＢ16号
債務者　遠藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８４号
札幌市豊平区平岸２条１丁目６番18号　木の花ハイツ603号、住民票上の住所札幌市東区北７条東８丁目２番12―904号　望月方
債務者　小泉　正子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３号
広島県福山市曙町３丁目27番７号
債務者　伊田の酒店こと　伊田　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６０号
広島県福山市西新涯町２丁目１番28号
債務者　藤原　壽雄
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６１号
広島県福山市沼隈町大字下山南61番地１　矢操団地３号館302
債務者　赤松　辰昭
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３６２号
広島県福山市沼隈町大字下山南61番地１　矢操団地３号館302
債務者　赤松　吉美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８１１号
熊本市本山２丁目６番29―202号
債務者　早野　智美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８４０号
熊本市富合町杉島1142番地１
債務者　冨田健太郎
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９５５号
熊本市植木町内697番地
債務者　師富慶二郎
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９５６号
熊本市植木町内697番地
債務者　師富美智子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９５７号
熊本県合志市御代志1656番地130
債務者　石橋　信雄
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９５８号
熊本県合志市御代志1656番地130
債務者　石橋美由樹
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０６９号
大阪府大東市朋来２丁目28番104号
債務者　米良　竹司
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部